

平成 18 年 10 月 20 日付け基安化発第 1020001 号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（最終改正 令和 6 年 1 月 9 日付け基安化発 0109 第 1 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等</p> <p>第1 文書交付等により通知しなければならない事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 成分及びその含有量（法第 57 条の 2 第 1 項第 2 号関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。<u>以下「令」という。</u>）第 17 条の製造許可物質並びに有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号。<u>以下「鉛則」という。</u>）四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号。<u>以下「四アルキル鉛則」という。</u>）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の対象物質以外の物質であって、成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知の方法については、則第 34 条の 2 の 6 第 2 項の規定によることができること。</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>化学物質等に係る文書交付制度の改善関係等</p> <p>第1 文書交付等により通知しなければならない事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 成分及びその含有量（法第 57 条の 2 第 1 項第 2 号関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 17 条の製造許可物質並びに有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の対象物質以外の物質であって、成分の含有量が営業上の秘密に該当する場合の含有量の通知の方法については、則第 34 条の 2 の 6 第 2 項の規定によることができること。</p>

3～10 (略)

11 適用される法令(則第34条の2の4第4号(令和6年4月1日以降は第5号)関係)

化学物質等に適用される法令の名称を記載するとともに、当該法令に基づく規制に関する情報を記載すること。労働安全衛生法関係法令における適用法令としては、令第18条(表示対象物)及び令第18条の2(通知対象物)のほか、令別表第1(危険物)、令別表第3(特定化学物質、製造許可物質)、令別表第6の2(有機溶剤)、鉛則(鉛及び令別表第4第6号に規定する鉛化合物)、四アルキル鉛則(令別表第5第1号に規定する四アルキル鉛)、則第577条の2(がん原性物質)、則第594条の2(皮膚等障害化学物質等)等を記載すること。

なお、すでに交付されたSDSに係る製品に含有される成分の中に、新たに法令が適用される物質がある場合は、可能な限り速やかに新たな適用法令及び当該法令が適用される含有成分の名称を盛り込んだSDSを譲渡・提供先に通知するように努めるとともに、変更されたSDSが通知されるまでの間、ホームページへの掲載等により、譲渡・提供先に対して、新たな適用法令及び当該法令が適用される含有成分の名称を通知するよう努めること。

12 (略)

第2・第3 (略)

3～10 (略)

11 適用される法令(則第34条の2の4第4号(令和6年4月1日以降は第5号)関係)

化学物質等に適用される法令の名称を記載するとともに、当該法令に基づく規制に関する情報を記載すること。

12 (略)

第2・第3 (略)